

公共温泉施設の譲渡に関する公募要項
【大森健康温泉・ゆとりおん大雄】

令和6年5月

横 手 市

目次

I 基本事項

1 趣旨	1
2 譲渡する公共温泉施設等（譲渡物件）	2
3 留意事項	3
4 公募期間・譲渡の時期	3
5 譲渡までの大まかな流れ（予定）	4

II 譲渡の条件

1 契約に関する事	5
2 施設の運営等に関する事	5
3 市の支援に関する事	6
4 損害賠償等に関する事	8
5 その他	8

III 応募の手続き

1 応募資格	9
2 公募要項説明会	9
3 施設見学	10
4 質問の受け付け	10
5 施設関連資料の提供	10
6 応募書類	11

IV 譲渡先候補事業者の評価・選定

1 評価の概要	14
2 評価の基準	15

V 資料編

「譲渡施設の概要」	17
「公募申請に関する書類様式」	21
「施設見学申込書・質問書」	33

I 基本事項

1 趣旨

横手市では平成 28 年（2016）3 月、公共温泉施設の在るべき姿を明確にしつつ、具体的かつ抜本的な対策を提示することを目的に「公共温泉施設の在り方・再編方針」を策定いたしました。

※

※

その後、当該方針に基づき公共温泉全 9 施設の民営化に向けた取り組みに着手。平成 30 年（2018）4 月 1 日には、6 つの施設を民間事業者の皆様へ譲渡いたしました。令和元年度（2019）後半以降の新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の急激な変化等により、経営の継続を断念する民間事業者もあり、譲渡した 6 施設のうち 4 施設が市に返還されております。

※

※

この度、市では、温泉施設経営に関する民業圧迫の解消や市財政負担の抑制等を目指しつつ、運営の民間シフト化により温泉サービスの安定的かつ継続的な提供を図るため、改めて一部の公共温泉施設の譲渡を目指すことといたしました。

※

※

この要項は、公共温泉施設の譲渡を進めるに当たり、必要な事項を定めたものです。市の趣旨にご理解をいただき、公共温泉施設の長期的、安定的な運営により地域の活性化に寄与する民間事業者を広く募集いたします。

2 譲渡する公共温泉施設等(譲渡物件)

【i 施設】

- ・施設は全て無償にて譲渡いたします

★…譲渡施設

	施設名	所在地	築年数
1	大森農業者休養健康増進施設 (以下「大森健康温泉」という)	大森町字文天鏡田 318 番地	29
2	大雄ふるさとセンター (以下「ゆとりおん大雄」という)	1号館 大雄字三村東 21 番地 4	31
		2号館 大雄字三村東 21 番地 4	31
		3号館 大雄字三村東 23 番地 1	30

※「築年数」=令和6年1月1日現在の数値となります

※詳しくは、「譲渡施設の概要」(本要項 17P~)をご覧ください。経営状況等のデータについては、譲渡を希望する事業者へ別途、お渡しいたします

★…ゆとりおん大雄に関する留意事項

- ・温泉入浴サービス提供施設となる1号館は、必ずお引き受けいただく施設となりますが、2号館と3号館については、選択してお引き受けいただくことが可能です

【ii 付属設備・構築物・備品等】

- ・譲渡施設付属の工作物や設備、備品、樹木等については全て無償にて譲渡いたします

【iii 源泉】

施設名	備考
大森健康温泉	・さくら荘との共有源泉につき、有償による供給となります
ゆとりおん大雄	・温泉権、湯場施設一式を無償譲渡いたします

【iv 土地】

- ・譲渡後5年間は無償貸付とします
- ・無償貸付期間は、条件付きで譲渡後10年まで延長いたします
- ・両施設とも敷地の一部に民有地が含まれており、その取り扱いについては、市と協議していただきます

3 留意事項

<p>●譲渡施設、 付属設備等</p>	<ul style="list-style-type: none">・施設、設備等は、譲渡時に現状有姿のままお渡しいたします・事業を実施するうえで必要となる投資（修繕・改修・更新等）は、譲渡先事業者の責任において実施してください・直近、専門家等による建物、設備の診断は行っておりません。施設の状態（コンディション）については、施設勤務職員が把握する情報以外は提供できません・譲渡先事業者は、譲渡契約締結後に譲渡施設、設備等全ての物件の数量の不足やその他瑕疵があることを発見しても、市は一切の責任を負わないとともに、市に対し損害賠償の請求、または契約の解除を求めることはできません・将来にわたる源泉の泉質の変化、水量の減少等に伴う保証はいたしません・譲渡先事業者は、速やかに施設の登記（所有権表示、保存登記、所有権移転）をするものとします。登記や不動産取得等に要する経費、また、入湯税等その他諸費用は譲渡先事業者の負担とします
<p>●土地</p>	<ul style="list-style-type: none">・施設用地は事業に必要な区画等を市と協議のうえ、決定します・市の承諾なく土地の形状変更、新たな施設等の建設、設置はできないほか、第三者へ土地を転貸することはできません・貸付契約期間は 10 年とし、契約期間終了までに土地の有償による譲渡について協議します・土地の譲渡を希望しない、または譲渡できない場合は、無償貸付期間終了後、有償貸付に切り替わります（横手市普通財産貸付料算定基準に基づく貸付料）

4 公募期間・譲渡の時期

【 i 公募期間】

・令和 6 年 5 月 15 日（水） ～ 令和 6 年 8 月 9 日（金）

【 ii 譲渡の時期】（予定）

・令和 7 年 7 月 1 日

※建物や設備の不具合発生、温泉経営に必要な許認可の取得時期等により、譲渡の時期は前倒し、または後ろ倒しとなることも想定しております

5 譲渡までの大まかな流れ(予定)

時 期	事 項
令和6年5月1日 (水)	【「公共温泉施設の譲渡に関する公募要項」の公開】 ・公募に関する関係書類は、市ホームページより入手してください
5月7日(火) ～7月26日(金)	【施設見学】【質問書】 ・当該期間中は随時、受け付けいたしますが、見学日時は調整のうえ変更いただく場合があります ・質問、回答内容は、他の質問者と共有いたします
5月15日(水)	【公募要項説明会】 ・14:00 ～ 15:30 ・横手市役所本庁舎(横手市中央町8-2)5F第2委員会室
5月15日(水) ～8月9日(金)	【公募申請書受け付け⇒提出】 ・「応募の手続き」(本要項9P～)をご覧ください、必要書類をご提出ください
9月(予定)	【公共温泉施設民間譲渡候補者評価委員会】 ・上記評価委員会において、公募申請書記載の事業計画等に関しご説明いただきます(プレゼンテーション)
9月～10月	【譲渡先候補事業者と協議】 ・譲渡条件を確認しながら、種々疑問点等について協議調整いたします ・協議が整いましたら、譲渡先候補事業者案を決定します
12月	【横手市議会】 ・譲渡先事業者を決定いただきます(議決)
令和7年1月	【運営協定・施設譲渡等契約締結】 ・経営に必要な引き継ぎ手続きを行います
7月1日	★… 施設の引き渡し …★

※詳細につきましては、「応募の手続き」(9P～)をご覧ください

Ⅱ 譲渡の条件

1 契約に関すること

- ・市と譲渡先事業者は、譲渡施設の運営等に関する契約を締結いたします
- ・契約の期間は 11 年間とします（温泉施設の運営に関する実質的な契約期間は 10 年となります）

2 施設の運営等に関すること

【 i 用途の制限】

- ・譲渡先事業者は、譲渡日からの 5 年間、次のサービスについて横手市民を始め広く一般に提供しなければなりません

●温泉入浴サービス

- ・ただし、必要な改修工事等やむを得ない事情が発生した場合は市と協議を行うこととし、運営を休止する場合は、その期間も運営しているものと見做します
- ・また、譲渡先事業者はその事業の全部または大部分を第三者に委託することはできません
- ・譲渡先事業者は、譲渡物件を次の用途として利用することはできません

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供すること

●無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供すること

【 ii 所有権移転の制限】

施設名	特記事項
大森健康温泉	<ul style="list-style-type: none">・譲渡物件は、譲渡日から 5 年間、市の承認を得ずに第三者に譲渡することはできません・なお、5 年経過後 10 年以内に譲渡する場合にありましては、事前に市と協議を行うこととします
ゆとりおん大雄	<ul style="list-style-type: none">・譲渡物件は、譲渡日から 10 年間、市の承認を得ずに第三者に譲渡することはできません

【 iii 契約の解除】

・譲渡先事業者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します

- 期限内に契約を履行しないとき、またはその見込みがないと認められるとき
- 契約事項に違反したとき
- 応募時に誓約した事項に虚偽の申告があったとき
- 譲渡先事業者が譲渡契約の締結後において次のいずれかに該当するに至ったとき
 - A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員を役職員とする法人
 - B 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体またはその構成員を役職員とする法人

3 市の支援に関すること

【 i 運営に関する支援】

- ・温泉施設の安定的な経営を支援するため、譲渡日の翌年度から 5 年間は譲渡先事業者が行う事業内容の地域活性化への寄与度に応じて、固定資産税相当額、またはその 1/2 に相当する額を助成いたします
- ・助成の期間は、条件付きで譲渡日の翌年度から 10 年間まで延長いたします

★…助成制度の概要

●助成対象者	・公共温泉施設の譲渡先事業者（または運営事業者）
●助成額	【基本サービスを提供する場合】 ・譲渡施設の運営に関する固定資産税相当額 【上記以外の場合】 ・譲渡施設運営に関する固定資産税相当額の 1/2
●助成基準	・固定資産税課税期日（1/1）に、温泉入浴サービスを提供している場合
●特記事項	・必要改修工事等やむを得ない事情以外の理由により、長期にわたり休業した場合は、翌年度の固定資産税相当額助成は 1/2 とするか、または助成しない場合があります

【ii 改修に関する支援】

- ・ゆとりおん大雄は設立から 30 年以上が経過し施設等の老朽化も相当程度、進行しており、安定的な経営継続を図るためには、外壁や屋上、老朽設備類などの改修や更新が必要となります
- ・市が実施すべきと判断した改修工事に関しては、対応を譲渡先事業者にお問い合わせすることとし、その工事費用に相当する額については市が助成いたします

★…助成制度の概要

●助成対象者	・ゆとりおん大雄の譲渡先事業者
●対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・市が温泉施設経営に支障を来すと判断した改修工事や設備更新 ・対象施設は 1 号館と 3 号館とします ・なお、3 号館については、食事処の経営や宴会サービスを提供する場合に限るものとします
●助成額	<p>【上限額】 130,000,000 円</p> <p>【補助率】 100%</p>
●特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額は、市が実施すべき改修工事の積算総額とします ・施設ごとの上限額は、1 号館（1 億 1,500 万円）、3 号館（1,500 万円）とします ・温泉施設の譲渡直前に破損した設備等で、安定的な経営の継続に支障を来す場合については、上記上限額にその分を上乗せすることを検討します ・大森健康温泉については現状、特別な不具合個所が確認されておらず、助成制度の対象外といたしますが、今後、安定的な経営の継続に支障を来す故障が発生した場合は、市が改修工事を実施したうえで、施設を譲渡いたします

★…ゆとりおん大雄の改修工事内容

1 号館 (温泉・宿泊)	外壁・屋上改修	115,000,000 円
	男女浴場天井改修	
	排煙口開閉装置調整	
	配管漏水・地下漏水改修	
	各配管及び器具類改修	
3 号館 (食事処・宴会)	外壁・屋根改修	15,000,000 円

4 損害賠償等に関すること

【 i 損害賠償】

- ・譲渡先事業者は、契約の解除に伴い市に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償金として市に支払うものとします

【 ii 土地、建物等の返還】

- ・契約を解除された場合、譲渡先事業者は、土地、建物等を原状に回復して市に返還しなければなりません。ただし、横手市が土地、建物等を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のままで返還できるものとします
- ・なお、譲渡日以降、譲渡先事業者が譲渡物件の改修等に要した経費やその他費用については、市に求めることはできません

5 その他

【 i 議会の議決による譲渡】

- ・物件の譲渡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づく横手市議会の議決をもって決定となります
- ・この場合において、横手市議会の議決が得られないときは、この要項による譲渡物件の条件が無効となり、譲渡自体ができないこととなりますことについて、ご了承ください

【 ii 費用負担】

- ・譲渡に際し生じる全ての費用は、譲渡先事業者の負担とします

【 iii 譲渡条件等に関する詳細】

- ・譲渡条件や運営等に関する契約事項等、詳細については、市と譲渡先候補事業者との協議により決定いたします

Ⅲ 応募の手続き

1 応募資格

- ・応募者は、次の条件の全てを満たす法人、またはその共同事業体（複数の法人で構成されるグループ、以下「法人等」という）とします

- 施設を有効に活用し、地域活性化、または地域の元気創出に資する事業を自ら安定的に行うことが期待できる法人等であること
- 事業を行うにあたって必要な許認可等を取得済み、または引き渡し日までに取得予定である法人等であること
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない法人等であること
- 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない法人等であること
- 租税に未納が無い法人等であること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、またはその構成員の利益につながる活動（暴力団員であることを知りながら、次のアからカまでのいずれかの事実があるものをいう）を行う法人等でないこと
 - (ア)暴力団員を経営幹部とすること、その他暴力団または暴力団員を経営に関与させること
 - (イ)暴力団員を雇用すること
 - (ウ)暴力団員を代理人または受託者等として使用すること
 - (エ)暴力団員が経営幹部となっている個人または法人に委託業務を再委託すること
 - (オ)暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること
 - (カ)経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること

2 公募要項説明会

日 時	・令和 6 年 5 月 15 日（水） 14 : 00 ～ 15 : 30
場 所	・横手市役所本庁舎（横手市中央町 8-2）5F 第 2 委員会室

※参加を希望される方は、お電話やメール等にて事前にご連絡ください

3 施設見学

見学期間	・令和6年5月7日（火）～7月26日（金）
申し込み	・施設見学申込書（本要項 34P）を電子メール等によりご提出ください ・見学日時は、各施設等と調整のうえ変更いただく場合があります

4 質問の受け付け

受付期間	・令和6年5月7日（火）～7月26日（金）
提出方法等	・質問書（本要項 35P）を電子メール等によりご提出ください ・質問書が届き次第、順次、回答いたします ・質問事項、回答内容は、説明会に参加いただいた全ての法人、また、質問書を送付いただいた全ての法人の皆様と共有いたします

5 施設関連資料の提供（取り扱いにご留意ください）

提供期間	・令和6年5月7日（火）～7月26日（金）
提供資料	・施設平面図 ・部門別売上高&利用者数（平成30～令和4年度） ・収支実績（平成30～令和4年度） ・主な改修実績（平成18年度～） ・施設の状態に関する参考情報（令和6年1月1日現在） ※大森健康温泉については、市営時代（平成25～29年度）の数値となります
申し込み	・提供期間中に電話、電子メール等でご連絡ください ・提供資料は、電子データにて提供いたします

6 応募書類

【 i 提出部数・提出方法等】

提出部数	<ul style="list-style-type: none"> ① 正本 1 部、副本 13 部（副本は複写可） <ul style="list-style-type: none"> ・ ページ番号に加え、書類番号ごとにインデックスを付してください ② 全ての書類の電子データ（PDF 可） <ul style="list-style-type: none"> ・ 横手市商工観光部商工労働課のメールアドレス宛、送信してください
提出書類 様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横手市ホームページからダウンロードし入手してください
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年 5 月 15 日（水） ～ 8 月 9 日（金） ・ 受付時間＝午前 9 時～午後 5 時
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類については、予め電話連絡のうえ提出場所に持参いただくか、郵送（配達記録、または書留）により提出してください
提出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横手市商工観光部商工労働課（秋田県平鹿地域振興局庁舎 1F） （〒013-8502 横手市旭川一丁目 3-41 電話：0182-32-2115） （メールアドレス：shoko@city.yokote.lg.jp）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません ・ 本要項に定める書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を求めています ・ 受付期間終了後は、原則として、応募者の都合による提出済み書類等の差し替え、再提出はできません ・ 書類等の作成、提出に必要な経費等応募に関する費用は、全て応募者の負担とします ・ 提出された書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、応募書類に関し、譲渡先事業者の選定、公表、その他市が必要と認めるときは、市は書類の内容の全部、または一部を無償で使用することができるものとします ・ 応募書類の内容等に関し、横手市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に基づき取り扱うものとします ・ 温泉経営に関する関係各種法令や費用等の調査、または関係機関との協議に十分ご留意ください ・ 申請を取り下げる場合は、取り下げ書（任意様式）を提出してください

【ii 書類一覧】

・公募に申し込みを希望する法人等は、次の書類を提出してください

★…応募資格を有することを証する書類

No.	書 類	特記事項
1	横手市公共温泉施設の譲渡に関する 公募申請書	「様式 1」
2	共同事業体構成員申請書	「様式 2」 ※共同事業体として申請する場合
3	誓約書	「様式 3」
4	法人等の概要説明書	「様式 4」
5	法人等の定款（コピー）	・原本証明を行ってください
6	法人等の役員名簿	「様式 5」
7	法人等の登記事項証明書	・申請日以前 1 か月以内に証明された 書類をご提出ください
8	法人等の印鑑証明書	・申請日以前 1 か月以内に証明された 書類をご提出ください
9	法人等に関する事業報告書、貸借対照 表、損益計算書、製造原価報告書、キ ャッシュフロー計算書、勘定科目内訳 明細書、その他財務状況を明らかにす ることができる書類	・申請日の属する事業年度の前 3 事業 年度分を提出してください ※3 事業年度を経過していない場合 は、経過した事業年度分を提出して ください。新規に法人等を設立した ことで事業実績が無い場合は提出 不要となります
10	租税に未納（納付期限が到来していな い租税を除く）がないことを証明する 書類	・申請日以前 1 か月以内に証明された 都道府県民税、法人税、市町村税、 消費税、地方消費税に関する書類を 提出してください

★…事業計画を明らかにする書類

No.	書 類	特記事項
11	事業計画書	「様式 6」
12	収支計画書 (3 か年分)	「様式 7」
13	投資計画書・資金調達計画書 (3 か年分)	「様式 8」

★…その他

No.	書 類	特記事項
14	提出書類一覧	「様式 9」 ・提出書類欄にチェックを入れ、提出してください

【 iii 留意事項】

●事業計画書 (様式 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡施設における経営方針など事業全体の方向性については構想段階の案として記載していただきますが、施設を活用した事業や提供サービスの内容など事業計画の根本部分については、具体的かつ実現可能な案をご記載ください ・計画書の作成に当たりましては、評価の基準（本要項 15P）をご確認ください
●複数の施設 に申請する 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は個別とせず、1つの申請書類としてください ・この場合、応募書類No.12（様式 7）、No.13（様式 8）は、個別に作成してください
●共同事業体 として申請 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・代表となる法人は、1社に定めてください ・応募書類No.4～10の書類は、共同事業体を構成する全ての法人分を提出してください

Ⅳ 譲渡先候補事業者の評価・選定

1 評価の概要

【i 評価の方法】

- ・評価委員会を設置し、応募書類の評価やプレゼンテーションを実施いたします
- ・評価委員会は、法人の経営等に関し専門的な知見を有する方や市職員により構成し、会議は非公開といたします
- ・開催日時等、詳細については、公募期間終了後に別途ご連絡いたします

【ii 結果通知】

- ・応募書類、プレゼンテーションによる評価を経て、市長が合格者と交渉優先順位を決定します
- ・結果については、ご応募いただいた全ての法人等に文書で通知します

【iii 特記事項】

- ・現在、営業中の施設については、現従業員の継続雇用に関する応募事業者の考え方を重視します
- ・評価の結果、基準を満たす応募者がいない場合は、譲渡先候補事業者を決定しない場合があります

【iv 譲渡先候補事業者の決定】

- ・交渉優先順位第1位の法人等と譲渡に関する細部調整を行います。この調整が整った時点で、市長が譲渡先候補事業者として決定します
- ・交渉優先順位第1位の法人等との調整が不調に終わった場合は、交渉優先順位に基づき調整を行います
- ・なお、正式な譲渡先事業者の決定は、横手市議会における議決を得る必要があり、議決を得られない場合は、この要項による譲渡物件の条件が無効となり、譲渡自体ができないこととなります

【v 失格】

- ・次の事項に該当する場合は、失格として評価の対象外とします

- 提出書類に虚偽の記載がある場合
- この公募要項に違反した場合
- 審査に影響を与えるような不正行為が行われた場合

2 評価の基準

- ・評価の項目、ポイントは次の通りとなります
- ・項目ごとに配点を付しながら、総合的に評価いたします

大項目	小項目	主なポイント	配点
基本方針	施設運営上の基本方針	・事業コンセプトの明確性、地域活性化期待度、市の取り組み目的への理解度…等	30
事業提案内容	サービス内容	・地域活性化に結び付く施設活用、質の高いサービス、利用者への配慮、営業内容の適切性…等	100
	新規性・独創性	・新規独創度合、実現期待度…等	
	顧客・マーケット	・ターゲットの明確性、サービスとの整合性…等	
	地域貢献	・地域貢献の視点、地域活性化への寄与度…等	
	地域連携	・地域との連携、協働への期待度…等	
	課題対応方針	・課題認識、解決への具体策…等	
業務体制	事業運営体制	・人員体制や管理体制、ノウハウ把握度…等	50
	雇用方針	・労働法規遵守体制、地元雇用への配慮…等	
	許認可	・許認可取得見込みの確実性…等	
	施設維持管理	・衛生管理や安全性等に関する具体策…等	
	個人情報管理	・顧客情報等の取り扱いに関する具体策…等	
財務基盤	経営状況	・財務基盤の安全性、資金力、事業実績…等	120
	計画実現性	・収支計画の具体性、適切性、資金調達計画の具体性、実現性…等	
評価点計			300

譲渡施設の概要

(令和6年1月1日現在)

【大森健康温泉】

●名称	横手市大森農業者休養健康増進施設				
●設置目的	農業者の健康増進及び体力向上を図り、農業の活性化及び高齢者の福祉に寄与する。				
●職員数	2人（非常勤職員2人）				
●住所	横手市大森町字文天鏡田318番地				
●主要施設の概要	No.	築年月	構 造	面積（㎡）	用途
	1	H6.10	木造	797.04	公衆浴場
	2	H6.10	木造	12.96	機械室
●敷地面積	3,572㎡（一部借地有り）				
●駐車台数	20台				
●主な利用料金	日帰り入浴（大人1名）		素泊まり（大人1名1室）		
	300円		—		
●日帰り入浴営業時間	【夏季】9：00～20：00		【冬季】9：00～19：30		
●車両	—				
●浴場	2室				
●宿泊部屋数	—				
●宴会場数	—				
●温泉客用大広間	分割式70畳				
●その他参考	健康指導室・健康相談室・談話ホール・トレーニングルーム 待合室2。源泉は「さくら荘」と共有				
●主な大規模改修工事 （H17.10以降・500万 円以上）					

【ゆとりおん大雄】

●名称	大雄ふるさとセンター1号館・2号館・3号館				
●設置目的	市民の心身の健康の保持増進及びコミュニティ活動のための利便を図り、もってゆとりある市民生活の実現及び市民福祉の向上並びに地域活性化に寄与する				
●職員数	15人（市職員1人・会計年度任用職員14人）				
●住所	横手市大雄字三村東21番地4（1号館） 横手市大雄字三村東20番地4（2号館） 横手市大雄字三村東23番地1（3号館）				
●主要施設の概要	No.	築年月	構造	面積（㎡）	用途
	1	H4.12	鉄筋コンクリート	1,914.24	1号館
	2	H4.11	鉄筋コンクリート	751.58	2号館
	3	H5.12	木造	499.00	3号館
	4	H5.12	木造	12.00	渡り廊下
	5	H4.12	木造	28.98	温泉湯送設備
●敷地面積	5,067㎡（一部借地あり）				
●駐車台数	25台				
●主な利用料金	日帰り入浴（大人1名）		素泊まり（大人1名1室）		
	500円		4,300円		
●日帰り入浴営業時間	9：00 ～ 21：00				
●車両	マイクロバス29人乗り1台・保冷車2人乗り1台				
●浴場	大浴場2室（内湯・バイブラバス・打たせ湯・水風呂・サウナ・スチームサウナ・遠赤外線温浴）				
●宿泊部屋数	和室40畳4室・和室8畳3室・和洋室8畳1室・和室22畳1室・和室24畳1室・和室12畳1室・和室60畳1室・和室16畳1室・和室6畳1室 全14室（宿泊定員133人）。※宴会場等共用				
●宴会場数	40畳3室・40畳1室（宿泊・休憩室共用） 60畳1室・16畳1室（集会室・小集会室共用）				
●温泉客用大広間	無料休憩室35畳1室・40畳3室・40畳1室（宿泊・休憩室共用）				
●その他参考	集会室60畳1室・小集会室16畳1室・レストラン（60席） ※集会室は宴会場等共用				
●主な大規模改修工事（H17.10以降・500万円以上）	H21年度	冷温水発生機改修			16,051千円

公募申請に関する書類様式

(様式1)

令和 年 月 日

横手市公共温泉施設の譲渡に関する公募申請書

横手市長 高橋 大 様

申請者（共同事業体の場合は代表社）
住所（所在地）
名称・商号
代表者職氏名

横手市公共温泉施設の譲渡に関する公募について、次のとおり譲渡を受けた
いので関係書類を添えて申請します。

1. 申請施設名

2. 添付書類

提出書類一覧（様式9のとおり）

【担当者連絡先】

担当部署	
職・氏名	
電話	
F A X	
Eメール	

(様式2)

令和 年 月 日

共同事業体構成員申請書

横手市長 高橋 大 様

(共同事業体代表社)
住所(所在地)
名称・商号
代表者職氏名

横手市公共温泉施設の譲渡に関する公募について、次の法人を共同事業体の構成員とします。

◇共同事業体構成員

1	法人名	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話	
	F A X	
	Eメール	
2	法人名	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話	
	F A X	
	Eメール	

※構成法人の記載欄が足りない場合は、適宜、追加してください

(様式3)

令和 年 月 日

誓 約 書

横手市長 高橋 大 様

住所（所在地）

名称・商号

代表者職氏名

印

（※共同事業体の場合は連名で記載ください）

私は横手市公共温泉施設の譲渡に関する公募への申請にあたり、横手市から示された「公共温泉施設の譲渡に関する公募要項（以下「要項」という）」を十分に理解のうえ、次の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 要項に記載された内容の全てに対し同意していること
2. 公募に参加できる資格を有していること
3. 提出書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと

(様式4)

法人等の概要説明書

1 名称・商号			
2 住所（所在地）			
3 代表者職氏名			
4 設立年月日			
5 資本金等	円（総発行株式数 株）		
6 役員数	人		
7 従業員数	（正社員）	人	（非正規社員） 人 （合計） 人
8 主要株主	株主名	持株数	株主住所
9 法人等の沿革			
10 法人等の事業概要			
11 その他特記事項			

※共同事業体において提案する場合は、この資料を個別に作成し、代表社は「1 名称・商号」欄の末尾に“代表社”と記載してください

※枠内に書き切れない場合は、枠を広げていただくか、別紙(任意様式)に記載してください

※パンフレット等参考資料がある場合は添付してください

(様式6)

事業計画書

法人等の名称：

申請施設の名称：

◇基本方針に関すること

1. 公募に応募した動機や経緯等についてご記載ください
2. 法人等の経営理念と施設経営方針についてご記載ください

◇事業の提案内容に関すること

3. 施設を活用した事業や提供サービス内容、料金、営業時間等についてご記載ください (実施する事業、または提供するサービスの主要な内容等を具体的に記載してください。地域や施設の特性の考え方、地域活性化に結び付けるための具体策等もご記載ください)
4. 事業内容やサービスの独自性、革新性についてご記載ください (独自の取り組みや新規性、強み、特徴等がある場合にご記載ください)
5. 想定する顧客、マーケットについてご記載ください (顧客やマーケットに対する考え方や施設の利用促進を図るための具体策、誘客の方針等についてご記載ください)
6. 地域活性化、地域貢献に向けた考え方と具体策についてご記載ください (施設経営を通じた地域貢献の考え方や具体策等をご記載ください)

<p>7. 地域住民や地域産業との連携、協働に関する方針についてご記載ください (地域住民や地域産業との関わりへの考え方、その具体策等をご記載ください)</p>
<p>8. 施設経営上の課題認識とその解決に向けた対策方針についてご記載ください (現状における課題と、その対応策等を記載してください)</p>
<p>9. 市の実地調査への対応方針についてご記載ください (施設の無償譲渡、市助成金の支給等に伴い、譲渡後の経営状況に関し確認に伺いますが、その対応方針をご記載ください)</p>

◇業務体制に関すること

<p>10. 事業運営体制や組織機構についてご記載ください (人員体制や組織機構をご記載ください。改めて組織図を作成した場合は、その図面を添付してください)</p>
<p>11. 雇用方針や労働条件等についてご記載ください (正規雇用、非正規雇用の数、既存従業員を含めた採用方針のほか、待遇＝平均賃金、労働時間、福利厚生等＝についてもご記載ください)</p>
<p>12. 取得済み、または取得見込みの許認可についてご記載ください (事業活動に必要な許認可の取得状況＝見込み含む＝をご記載ください)</p>
<p>13. 施設の維持管理、安全衛生管理の方法についてご記載ください (施設管理や安全衛生に対する考え方と、その具体策をご記載ください。緊急対応マニュアル等があれば添付してください)</p>

1 4. 個人情報の取り扱い方針についてご記載ください

(顧客情報の取り扱いに対する考え方と、その具体策をご記載ください)

◇その他

1 5. 特別に記載すべき事項についてご記載ください

(温泉施設の運営に当たり、新たに法人を設立する意向がある場合は、当該欄にその旨、ご記載ください)

1 6. 複数施設へ申請の場合の前提やその意向についてご記載ください

(例：2施設への申請の場合。①2施設とも譲り受けできなければ辞退②1施設のみ譲り受けでも可…等)

※記載欄は記載内容に基づき、自由に広げてください。書き切れない場合等については、別紙(任意様式)に記載してください

(様式7 = 収支計画書)

■ 収支計画書

法人名
（印）
（印）

科目	1年目		2年目		3年目	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
売上高 (A)	0	100.0	0	100.0	0	100.0
部門		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
毎		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
売上原価 (B)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
売上総利益 (C=A-B)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
販管費		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
の		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
勘		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
定		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
科		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
目		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
販売費及び一般管理費計 (D)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
営業利益 (E=C-D)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
内訳		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
営業外収益 (F)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
内訳		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
営業外費用 (G)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
経常利益 (H=E+F-G)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
内訳		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
特別利益 (I)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
内訳		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!
特別損失 (J)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
税引前当期利益 (K=H+I-J)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
法人税等 (L)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
当期利益 (K-L)	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!

※ 勘定科目等の記載欄に過不足がある場合は通算、行の追加・削除をしてください。なお、その場合、計算式に修正が必要なお願いたします

★…説明…★

- ・3年間の収支見込みを記載してください。
- ・売上高「部門毎」欄には、業種等の事業、またはサービスの種類ごとに区分して記載してください。
- ・科目欄の空欄部分には自社の勘定科目を記載してください。
- ・積算振替の欄には記載した金額の振替を記載してください。（振替がこれまでの実績に基づきの、またはいわゆる「つかみ」のものである場合は、その旨を記載してください）
- ・収支が赤字の場合の増補財源の見込みについては、下記参考欄に記載してください。

参 考

(収支が赤字の場合の増補財源)

(様式 9)

提 出 書 類 一 覧

法人等の名称 :

申請施設の名称 :

提出書類		様式・内容等	チェック欄
1 4	提出書類一覧	様式 9	<input type="checkbox"/>
応募資格関係	1	横手市公共温泉施設の譲渡に関する公募申請書	<input type="checkbox"/>
	2	共同事業体構成員申請書	<input type="checkbox"/>
	3	誓約書	<input type="checkbox"/>
	4	法人等の概要説明書	<input type="checkbox"/>
	5	法人等の定款 (コピー)	原本証明をすること <input type="checkbox"/>
	6	法人等の役員名簿	様式 5 <input type="checkbox"/>
	7	法人等の登記事項証明書	申請日以前 1 か月以内に証明された書類 <input type="checkbox"/>
	8	法人等の印鑑証明書	申請日以前 1 か月以内に証明された書類 <input type="checkbox"/>
	9	法人等に関する事業報告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、キャッシュフロー計算書、勘定科目内訳明細書、その他財務状況を明らかにすることができる書類	申請日の属する事業年度の前 3 事業年度分 <input type="checkbox"/>
	1 0	都道府県民税、法人税、市町村税、消費税、地方消費税に関する納税証明書	申請日以前 1 か月以内に証明された書類 <input type="checkbox"/>
事業計画関係	1 1	事業計画書	様式 6 <input type="checkbox"/>
	1 2	収支計画書	様式 7 <input type="checkbox"/>
	1 3	投資計画書・資金調達計画書	様式 8 <input type="checkbox"/>

※提出書類は、この順番にファイリングのうえ、ページ番号とインデックスを付して提出してください

施設見学申込書・質問書

施設見学申込書

令和 年 月 日

横手市長 高橋 大 様

申請者（共同事業体の場合は代表社）
住所（所在地）
名称・商号
代表者職氏名

公共温泉施設の施設見学について、次のとおり申し込みます。

申し込み担当者	職・氏名		
	連絡先	電話	
		F A X	
		Eメール	
参加者名	職・氏名		
	職・氏名		
	職・氏名		
見学申し込み施設			

質 問 書

令和 年 月 日

◇提出者

法人名	
担当者職氏名	
住 所	
電話番号	
FAX 番号	
E メール	

◇質問内容

対象施設名	

※公募への応募状況、審査状況等については回答できません



横手市商工観光部商工労働課

〒013-8502

横手市旭川一丁目3-41(秋田県平鹿地域振興局1F)

電話 : 0182-32-2115 FAX : 0182-32-4021

Eメール : shoko@city.yokote.lg.jp

URL : <https://www.city.yokote.lg.jp>